

アラウンド・ザ・ワールド 2

— Around the World —

第111回

IFRS第17号に関する再保険ソリューション

アラウンド・ザ・ワールドPart2の111回目は、IFRS第17号を取り上げる。保険会社が直面する課題と今後の行方は？

(RGA再保険会社提供)

生命保険会社がさまざまなステークホルダーに

高次元的に言えば、背

IFRS第17号に基づく財務報告を行うようにな

た。一方、再保険会社もこの新たな要件がもたら

した課題に対する再保険ソリューションを模索して

きた。IFRS第17号に基づく収益認識パターンに関連して四つの分野を考察する。

不利な契約

IFRS第17号の施行前、保険会社は「不利な契約」への対応が課題と認識していた。そのため、当社も世界各国の顧客さまと数々のディスカッションを重ねたが、意

外にも「不利な契約」に特化した新たな再保険ソリューションはまだ生ま

約ということだ。各国に

おいてもグローバルなト

レンドでも、保障の提供

を拡大しようとする動き

があるため、少額の契約

が生まれ、「不利な契約」

のレベルを貼られ

てしまい、最終的には保

険会社は値上げをしてし

まうことになる。

投資性商品

IFRS第17号の実行

前は、この新要件の修正

事項の大部分が再保険契

約に関するリスク軽減オ

プション(RMO)や変

動手数料アプローチ(V

FA)等、投資要素の多

い保険契約、つまり貯蓄

性商品に関連していた。

IFRS第17号の実行

に至るまでに、当該商品

への対応を強化するため

の活発な取り組みが行わ

れたにもかかわらず、当

該商品の再保険につい

て、世界のお客さまと討

議は継続して行われてお

り、その複雑さや深さに

は驚かされている。例え

ば、当該商品を出再した

場合のIFRS第17号に

基づく財務報告に効果を

反映させる方法は、複数

存在する。

▽特別な対応はしな

い。すなわち、再保険は

一般測定モデル(GM

M)で、元受契約はGM

MまたはVFAとする。

▽元受契約はVFA。

再保険にはRMOを選

択。

利益はおおむね予想運用

利回りによって決定され

る。資産運用能力やリス

ク許容度により、保険会

社と再保険会社で予想運

用利回りは著しく水準が

異なり、保険会社はIF

RSによって実質的に規

定されている。実際、保

険性商品に対する再保険

の保険金支払率よりも顕

著だ。そのため、再保険

は、投資性商品に対して

収益認識における課題

IFRS第17号の実行前は、この新要件の修正事項の大部分が再保険契約に関するリスク軽減オプション(RMO)や変動手数料アプローチ(VFA)等、投資要素の多い保険契約、つまり貯蓄性商品に関連していた。

IFRS第17号の実行に至るまでに、当該商品への対応を強化するため

の活発な取り組みが行われたにもかかわらず、当該商品の再保険につ

いて、世界のお客さまと討議は継続して行われており、その複雑さや深さに

は驚かされている。例えば、当該商品を出再した場合のIFRS第17号に

基づく財務報告に効果を反映させる方法は、複数存在する。

▽特別な対応はしない。すなわち、再保険は一般測定モデル(GM

M)で、元受契約はGM MまたはVFAとする。▽元受契約はVFA。再保険にはRMOを選択。

いわゆるパイを大きくす

ることがあり、それによ

り当該商品のエコノミク

スが変わり、元受商品の

競争力を高められる可能

性がある。

保険リスクに起因する変動

IFRS第17号は、保

険性商品に最適に策定さ

れているように見える。

しかし、初回のIFRS

第17号に基づく財務報告

が行われてから間もな

く、支払保険金の変動に

起因する予測していなか

った会計の変動について

保険会社からよく相談さ

れた。後に思い起こす

と、契約上のサービスマ

ージン(CSM)は基

本的に繰延利益負債(D

PL)であり、実績値に

基づき期間にわたって調

整されるという誤った認

識がその背景にあった。

CSMが各会計期間に調

整される方法が多数ある

ことを鑑みると、たしか

に推定しがちな考えた。

IFRS第17号の詳細

を再評価すると、その元

凶が第44項にあることが

分かる。CSMの経過を

定義する第44項(C)に

は、支払保険金将来予測

の変更(現行会計期間に

おける変動と表裏の関

係)の把握も規定され、

(現時点の利益ではな

く、将来のCSMへその

変更が反映される。これ

は、IFRS第17号にお

ける「サービスマージン

」に国際会計基準審議会が厳格に

こだわる方針を反映して

いる。当該会計期間に支

払った保険会社の保険金

金額の大小にかかわら

ず、保険会社は全ての保

険契約者に同じ量の「サ

ービス」を提供するた

め、そうしたサービスマ

ージン(CSM)は基

本的に繰延利益負債(D

PL)であり、実績値に

基づき期間にわたって調

整されるという誤った認

識がその背景にあった。

CSMが各会計期間に調

整される方法が多数ある

ことを鑑みると、たしか

に推定しがちな考えた。

IFRS第17号の詳細

を再評価すると、その元

凶が第44項にあることが

分かる。CSMの経過を

定義する第44項(C)に

は、支払保険金将来予測

の変更(現行会計期間に

おける変動と表裏の関

係)の把握も規定され、

(現時点の利益ではな

く、将来のCSMへその

変更が反映される。これ

は、IFRS第17号にお

ける「サービスマージン

」に国際会計基準審議会が厳格に

こだわる方針を反映して

いる。当該会計期間に支

払った保険会社の保険金

金額の大小にかかわら

ず、保険会社は全ての保

険契約者に同じ量の「サ

ービス」を提供するた

め、そうしたサービスマ

ージン(CSM)は基

本的に繰延利益負債(D

PL)であり、実績値に

基づき期間にわたって調

整されるという誤った認

識がその背景にあった。

CSMが各会計期間に調

整される方法が多数ある

ことを鑑みると、たしか

に推定しがちな考えた。

IFRS第17号の詳細

を再評価すると、その元

凶が第44項にあることが

分かる。CSMの経過を

定義する第44項(C)に

は、支払保険金将来予測

の変更(現行会計期間に

おける変動と表裏の関

係)の把握も規定され、

(現時点の利益ではな

く、将来のCSMへその

変更が反映される。これ

は、IFRS第17号にお

ける「サービスマージン

」に国際会計基準審議会が厳格に

こだわる方針を反映して

いる。当該会計期間に支

払った保険会社の保険金

金額の大小にかかわら

ず、保険会社は全ての保

険契約者に同じ量の「サ

執筆者

RGAキャピタル・ソリューション・プロダクト担当
シニア・ヴァイス・プレジデント

ポール・ソルベ

RGAリインシュアランスカンパニー日本支店 通訳

山本あゆみ

RGAリインシュアランスカンパニー日本支店
エグゼクティブディレクター ビジネスディベロップメント部

日本語監修

垣内 桂太



ソルベ氏



垣内氏

た、保険会社はRAの水
準を設定する裁量権を持
つ。こうした再保険から
得られる平均シナリオに
おけるメリットはごく小
さいため、IFRSでは
リモートリスクを扱う再
保険としての効果を低く
評価してしまう。

IFRSに対応する新
たな再保険ソリューション
はまだ特定されていない
が、IFRS第17号の
世界でも既存の再保険、
つまりフルリスクを移転
する再保険が中核的な役
割を果たしていくだろ
う。

◇

【ポール・ソルベ氏の
プロフィール】ウォータ
ーloo大学を保険数学お
よび統計学において優等
卒業し、数学専攻理学士
を取得。カナダ・アクチ
ュアリー会およびドイツ
・アクチュアリー会の正
会員。保険業界において
25年超に及ぶキャリアを
有し、カナダ、シンガポ
ール、香港、ドイツ等、
グローバルな市場で要職
を歴任する。2006年
RGA入社。